

競争法に係るコンプライアンス規程

第1章 総則

(目的)

第1条 公益社団法人立体駐車場工業会(以下、立駐工という。)は、機械式駐車装置に係る企業と関連する事業を営む企業が法人会員となって構成される事業者団体である。立駐工及びその会員は、事業活動を推進するにあたり、独占禁止法及び諸外国の競争法(以下、併せて競争法という。)に抵触せず、「公正かつ自由な競争」を制限又は阻害してはならない。ここに立駐工及びその会員がこれからも広く社会から信頼され、会員が社会的に意義のある事業活動に専念できる事業者団体として存続、発展していくため、立駐工及びその会員のコンプライアンスの意識の浸透を図り、これを徹底することを目的に本規程を定める。

(適用の範囲)

第2条 本規程は、立駐工が行うすべての事業活動に適用し、これらの事業活動に参画する者(立駐工の役員及び職員(就業規則第2条で定める職員の他、臨時職員・派遣社員を含む。以下、本注記は省略。)並びに会員)は、当該事業活動において、第1条の目的を理解し、これを遵守しなければならない。

(責任者等)

第3条 立駐工の競争法コンプライアンスに係る責任者は、専務理事とし、関連する所管事項全般を事務局長が統括、担当する。

第2章 禁止事項

(禁止事項)

第4条 立駐工の事業活動では次の行為を禁止する。

- (1) 価格制限行為(製品又は役務の価格の決定、保守点検価格決定及び制限)
- (2) 数量制限行為(製品又は役務の数量の制限)
- (3) 顧客、販路の制限行為(取引先の制限、市場の分割、受注の配分、受注予定者の決定等)
- (4) 設備又は技術の制限行為(設備の新增設等の制限、技術開発又は利用の制限)
- (5) 参入制限行為等(新たに事業者が参入することを著しく困難とさせ、又は既存の事業者を排除すること)
- (6) 不公正な取引方法(共同の取引拒絶、取引条件等の差別扱い、排他条件付取引、拘束条件付取引、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害等)

(7) その他、競争法に抵触する恐れのある行為

(会員の禁止行為)

第5条 会員及びその役員、社員、職員などは、立駐工における活動に当たって、役員会・委員会などの会議、会合その他情報交換が可能な集まり、会話、電話、メールなどの意思伝達の可能な全ての方法において、前条各号に定める行為に該当、又はこれに関連すると判断され、推測され、疑われるような情報、事実、意思などの交換、連絡などを行ってはならない。

第3章 会議の運営

(会議の定義)

第6条 立駐工の事業活動を推進するため、立駐工が運営するすべての会合を「会議」と定義する。会合とは、総会・理事会・各委員会・分科会・ワーキンググループ・勉強会・懇親会等名称・形式を問わず、立駐工の活動とされるすべての会合をいう。

これらの会議には1名以上の立駐工の常勤役員又は職員(就業規則第2条で定める職員の他、臨時職員・派遣職員等を含む。以下、本注記は省略。)が同席することを基本とする。

(周知・徹底)

第7条 立駐工は、会議に参加する者に対し、本規程を配布し、内容についての周知と徹底に努めなければならない。

(議題の事前確認)

第8条 会議の参加者は、会議開催に際し、会議の議題が第4条の各号に当たらないことを事前に確認しなければならない。

(議論の中止又は会議の閉会)

第9条 会議での議論が、競争法上の疑義を招きかねない事柄に及んだとき、会議の参加者は会議の主宰者に対し、議論の中止を求めなければならない。会議を主宰する者は、同申し出の内容が第4条の各号に該当すると判断した場合、発言者に対し議論の中止を要請し、中止の要請が受け入れられない場合には会議を閉会しなければならない。

2 立駐工が主催する懇親会に関しては、本条第1項を準用する。

(議事録の作成と管理・保管)

第10条 立駐工の職員又は会議の参加者は、会議終了後、速やかに議事録を作成し、会議の構成員に開示しなければならない。

2 議事録は、会議を所管する部門が適正に管理し、保管しなければならない。

第4章 自主統計

(自主統計の担当者)

第11条 立駐工の業界自主統計(以下、自主統計という。)を実施するにあたり、統計の収集・集計と管理に携わり、個別企業の実績値を扱う者は、特定の会員企業に所属しない職員が担当する。

(企業個別の実績値の扱い)

第12条 自主統計の集計に必要な企業個別の実績値は、他の企業に開示してはならず、外部に流出しないよう厳重な管理・保管を行わなければならない。

(自主統計の集計)

第13条 自主統計の集計は、企業個別の実績値が識別できない程度に集合化しなければならない。

(予測値の扱い)

第14条 将来の予測値等に関する情報収集は行なわない。

第5章 自主規格等

(競争を阻害する内容の禁止)

第15条 立駐工は、自主規格等を策定するにあたり、第4条の各号に係る競争を阻害する内容のものを策定してはならない。

(強制の禁止)

第16条 立駐工は会員に対し、自主規格等について、その利用及び遵守を強制してはならない。

第6章 その他

(教育・研修)

第17条 立駐工の常勤役員及び職員並びに運営評議員及び委員会委員は、社会から信頼され、事業者団体として存続、発展することを目的に、事業者団体としての高い倫理観とモラルを堅持していくため、定期的に競争法コンプライアンスに係る教育と研修を受け、知識向上と

意識改革に努めなければならない。

(通報と対応措置)

第18条 立駐工の役員、職員及び運営評議員及び委員会委員並びに会員（関係する役員、社員を含む）が、本規程に抵触するような不適切な行為又はその恐れがあると認める行為並びにこれらの行為を疑うに足る事実を知った場合には、事務局長にその事実を通報し、事務局長は、その事実を調査し、その結果と再発防止及び事前防止など適切な措置を専務理事に上申し、工業会として適正な対応措置を講じなければならない。

(規程の改廃)

第19条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

1 本規程は、平成29年1月1日より施行する。

附則

1 本規程は、令和7年1月1日より施行する。

以上